



種苗管理センターニュース

第79号（平成28年1月）

独立行政法人 種苗管理センター

National Center for Seeds and Seedlings
Incorporated Administrative Agency

年頭のご挨拶

独立行政法人種苗管理センター
理事長 竹森 三治

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、TPP交渉が10月に大筋合意し、我が国の農業は交渉参加から2年余りを経て大きな節目を迎えることとなりました。社会全般では景気は緩やかな回復基調が続き、また、少子高齢化の流れに歯止めをかけ誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けた政府を挙げての取組が始まるなど、転換の兆しを感じさせられる年でもありました。一方で、8月には北海道の一部のほ場でジャガイモシロシストセンチュウの発生が我が国で初めて確認され、その拡大が懸念されました。また、9月には茨城県つくば市（センター本所が所在）の隣に位置する常総市で鬼怒川が氾濫し多くの方が被災されました。被災者の皆様にあらためてお見舞い申し上げますとともに、一刻も早く復興されますことを切に祈念いたしています。

さて、種苗管理センターは昭和61年の発足以来間もなく30年となりますが、これまで一貫して栽培試験、種苗検査、種苗生産を中心とする種苗管理業務を着実に実施するとともに、時代の流れにも即応し、農業分野における知的財産戦略の面からの新品種の育成者権の保護活用や、六次産業化、攻めの農業といった新しい視点や価値観への対応にも取り組んでまいりました。

そして、4月からは国立研究開発法人である農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所と統合し、「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構」の種苗管理センターとして新たにスタートします。現在、これに向けた大詰めの作業に取り組んでいますが、種苗管理業務を担当する代表権を持つ理事を置き、基本的にはこれまでと同様の体制の下で業務を継続します。さらに、統合を機に研究開発部門との連携を強め、開発された最新技術を多く取り入れて業務のより一層の高度化・効率化を図るとともに、新品種の迅速な普及などによる研究開発成果の橋渡し機能を担うなど、新機構の最大のミッションである「研究開発成果の最大化」にも貢献していくことが期待されています。

今後も種苗管理業務を通じ、種苗管理センターは関係者の皆様と協力しながら食料安定供給の一翼を担い、国民の皆様からの期待に誠心誠意応えてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導・御鞭撻の程をよろしくお願いいたします。

国際的な活動への取組

1. タイの品種登録制度と育成者権保護に関する調査

品種保護対策課長 木村 鉄也

平成27年3月31日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、我が国は農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等を促進していくことが掲げられ、その一環として農林水産省では東アジア各国の植物品種保護制度の整備・促進のための施策が行われています。また、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（以下「JATAFF」という。）が日本国内の種苗業者を対象に実施したアンケート結果により、UPOV条約（植物新品種保護に関する国際条約）への批准・加盟することについて、東アジアの中ではタイが最も期待されていることがわかりました。そこで、JATAFFからの要請により、タイにおける品種登録制度と育成者権保護に関する現状及び品種登録制度等の課題と対応などを調査し取りまとめました。

調査の期間は平成27年11月9日～13日、場所はタイ農業協同組合省農業局植物品種保護オフィス、国の研究機関、大学、民間種苗関連会社等12か所で、それぞれを訪問し聞き取りを行いました。以下、調査の概要を報告します。



聞き取り調査風景

○現在のタイの植物品種保護法では、保護の対象は新品種、地域固有種（General Domestic Plant Variety）、野生種の3種類とされています。しかし、本来であれば個別の制度に基づいて保護されるべきものが同じ制度で保護されているため不明瞭なことが多く、一般的には理解されていないことがわかりました。特に、地域固有種は在来品種（Local Variety）と同義とみなされる場合があり、権利の関係で利用しづらいという意見が実需者側から多くありました。そのため、政府側はこれらの定義を明らかにし、わかりやすい説明を関係者に行い、理解を得ていく努力が必要であると考えられました。

○育成者権の侵害状況としては、タイ国内において育成者権のある品種が無断で増殖され、一般農家に回ることが常態化しているとのことでした。そのため、種苗会社等では、国内での侵害防止策として、売った種子量と市場に出回っている収穫物の量（生産量）等を厳しくチェックするとともに、生産契約している採種農家には雌親の植物体は渡しても雄親の植物体は渡さず、雄親の花粉だけを送ることで無断増殖を防止する対応も行われていました。また、侵害が確認されれば、農家との契約を解除するということでした。

○国外における侵害もあり、タイの公知の品種が勝手に持ち出され、海外で品種登録されたり、増殖されたりすることが過去にあったということでした。その際には、品種のデータに基づきタイ固有の品種であることを主張したものの、相手国にそれを認めさせるには至らなかったということでした。そのため、新品種に限らず、在来品種、野生種などの遺伝資源となる作物を含めたデータベースの充実化が求められ、海外に持ち出された場合の証拠になるようなシステムの構築が期待されています。

○このような育成者権の侵害に関しては、タイ近隣の国々やアジアを巻き込んだ事例も多く、タイ1国だけで解決できるものではありません。そのため、ASEAN諸国が育成者権の侵害に対処するための共同組織体を形成し、侵害をなくすためのルール作りを構築する必要があると考えられました。

タイでは、登録出願品種の審査や輸出入時の種子検査を行う施設を4か所建設中（うち2か所完成）であり、次年度から栽培試験を実施する予定です。今後栽培試験に関する体制の強化及び実施に際し、日本の技術や制度に関する情報交換・協力が重要と思われます。タイと信頼関係を築きつつ、ASEAN諸国での品種登録制度や育成者権の保護・強化のための連携及びルール作りの実現に向けて一層取り組んでいきたいと思っております。



品種特性調査ほ場（パイナップル）

2. ベトナムでの栽培試験研修への派遣について

雲仙農場 黒岩 成江

東アジア植物品種保護フォーラム事業の一環として、2015年11月30日～12月3日にベトナムのハノイ近郊にある国立農産物試験評価センター（National Center for Plant Testing、以下「評価センター」という。）、トゥリエム農場（Tu Liem Station）において、UPOV（植物新品種保護国際同盟）によるトマトの栽培試験研修が開催されました。この度、この研修に講義と実習指導を行うために参加しましたので概要を報告します。

研修は、ベトナムの農業農村開発省農作物生産局植物品種保護室（Plant Variety Protection Office、以下「品種保護室」という。）、評価センター及びトゥリエム農場の協力により、ベトナムの他、ラオス、カンボジアからの参加者と日本の専門家などを含め総勢20名で行われました。

UPOV事務局からは小出純氏が指導に訪れ、UPOVのシステムやUPOVに参加することのメリットなどについて説明があったあと、各国の新品種保護に関する現状報告の発表がありました。続いて品種保護室のNguyen Thanh Minh室長らによるベトナムにおける植物品種保護制度や栽培試験実施状況などについての講義が行われました。

その後、2010年～2014年にかけて実施された植物品種保護制度に関するJICA（独立行政法人国際協力機構）プロジェクト（農産物の生産体制及び制度運営能力向上プロジェクト）において長期派遣専門家として指導されていた水野忠雄氏から栽培試験の基礎について講義をしていただいたあと、評価センター、トゥリエム農場の栽培試験担当者とともに、栽培試験についての講義が行われました。私は日本におけるトマトの栽培試験の状況と写真撮影について講義を行いました。



小出氏による講義の様子

講義のあと、2グループに分かれてトマトの品種特性評価の実習を行いました。評価に使われる審査基準はベトナムのものを使い、その審査基準に基づいたマニュアルに従い調査を行いました。調査用のトマトは、トゥリエム農場の方々から研修用に栽培していただき、心止まり性の品種（日本では加工用に適するとされる品種）が主で、支柱には竹が用いられていました。



調査ほ場・実習の様子

調査後、品種保護室で使用されている報告書作成機能を有した審査・栽培試験データベースを使って報告書を作成し、各グループの代表者により調査結果の発表が行われました。評価に違いがあった形質については調査方法を確認するとともに、再度ほ場に出かけ現物を見ながら再評価を行い、各自納得のいく形で実習を終えることができました。

研修は英語で行われ、聞き慣れない専門用語や各国の独特な英語の発音によって、内容が伝わりにくい場面もありましたが、わかりやすい資料や実物を使うことで補うことができました。また受講者の積極的な姿勢もあって有意義な研修となったと思います。最後に、この研修が東アジアの植物品種保護制度の発展につながっていきますことをひとえに願いますとともに、このような貴重な機会を賜り、各国の参加者との交流を通じて様々なことを学ぶことができましたこと、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

センターの業務概要を順次ご紹介します

業務紹介(その4)

種子伝染性病害検査業務

病害検査課長 佐藤 仁敏

近年、種子の国際取引がますます拡大し、活発化するに伴い、発芽率や含水量など従来の生理的な種子品質はもとより、種子で伝搬される種子伝染性病害に対する関心が国際的に高くなってきています。我が国から種子を輸出する際、相手国や取引先からは種子で伝搬される病気に感染していないことの証明書の要求が強くなってきているほか、対象となる病気の種類も多様化してきています。このような状況から、種苗業界からは病害検査の充実が強く要望されてきました。これに対応し、種苗管理センターでは平成25年度からこれまで種子検査業務の一部として行ってきた種子伝染性病害の検査部門を独立させ、新たに「病害検査課」を設置し、スタッフの増員、検査実施点数の増加及び対象病害の拡大に取り組んできました。

種苗管理センターでは、「指定種苗検査」と「依頼検査」の2種類について種子検査を実施しています(詳しくは本誌第76号(26年8月)をご覧ください)。種子伝染性病害の検査は、作物と病原体の組合せごとに検査法が策定されています。現在、種苗管理センターで実施している対象病害を表にまとめました。

このうち指定種苗検査では5病害、依頼検査では16病害について検査を行っています。

業務の大部分を占める依頼検査では近年急激に検査点数が増加し、病害に対する種苗業界の関心の高さを肌で感じています。特に、ウリ科野菜の果実汚斑細菌病(Bacterial Fruit Blotch: BFB)、アブラナ属野菜の黒腐病及び根朽病、ニンジン斑点細菌病は依頼数が多く、この中でもBFBは予約制を設けざるを得ない程の依頼状況にあります。このBFBは主に種子で伝染するウリ科作物の重要な病害の一つであり、我が国では10年に初めて発生を確認した関心の高い種子伝染性病害です。種苗管理センターでは独自に開発したSweat-bag seedling法を基に構築した検査法により24年から検査を開始しました。開始当時はスイカやメロンの依頼が主でしたが、昨年からはカボチャが主流となっています。現在も本検査法の改善を行い依頼の増加に対応するとともに対象作物の拡大を図っております。また、病害検査対象の拡大を図るため、農林水産省植物防疫所、その他農林水産省所管の研究所や種苗会社の協力を得ながら調査研究を実施しています。



汚染種子由来のBFBの病徴(スイカ)

種苗管理センターで実施する病害検査

	作物名	病名	種類	検査
1	ニンジン	黒斑病	糸状菌	指定・依頼
2		黒葉枯病	糸状菌	依頼
3		斑点細菌病	細菌	依頼
4	ユウガオ	つる割病	糸状菌	指定・依頼
5	インゲンマメ	炭疽病	糸状菌	指定・依頼
6	エンドウ	褐斑病及び褐紋病	糸状菌	指定・依頼
7		PSbMV	ウイルス	依頼
8		根朽病	糸状菌	依頼
9	アブラナ属	黒腐病	細菌	依頼
10		黒すす病	糸状菌	依頼
11	トマト	Tobamoviruses	ウイルス	依頼
12	トウガラシ	Tobamoviruses	ウイルス	依頼
13	レタス	LMV	ウイルス	依頼
14	キュウリ	KGMV	ウイルス	依頼
15	ウリ科	果実汚斑細菌病	細菌	依頼

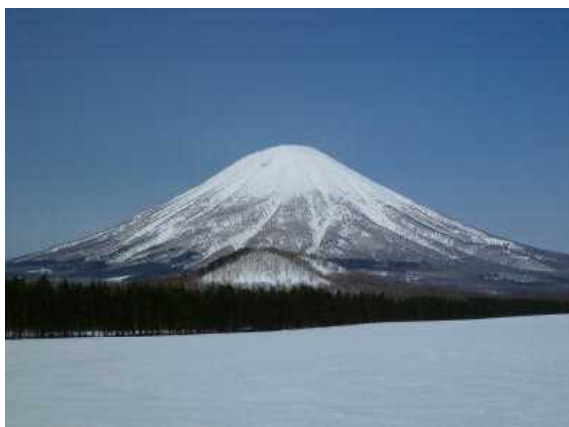
昨今輸出種苗について、トマトのウイロイド(PSTVd等)、ウリ科野菜のウイルスやニンジンの難培養性細菌等について海外から無病証明を要求される場面が多くなってきています。この課題に対処するためには、国内はもとより国際種子検査協会(ISTA)や国際種子健全機構(ISHI-Veg)等と情報交換や技術的交流をより一層図ることが重要です。本年4月、種苗管理センターは農研機構等と統合しますので今後はこれら研究機関と連携を図り、要求・要望される種子病害の検査法の確立に向けて精力的に調査を進め、種苗の輸出促進に貢献したいと思っています。

11の農場の様子を順次ご紹介します 農場だより (その4)

後志分場紹介

北海道中央農場後志分場長 日下 尚之

北海道中央農場後志分場は、演歌歌手の細川たかしさんの出身地として知られる真狩村の東に位置し、北西8.5キロメートルには蝦夷富士（えぞふじ）とも呼ばれる標高1,898メートルの雄大な羊蹄山がそびえています。羊蹄山は成層火山・活火山（ランクC）として日本百名山に選定されており名水の地としても知られ、周囲には無料で利用できる水汲み場も多くあります。



富士山によく似た羊蹄山

また、当分場の裏手に当たる東には、標高1,107メートルの尻別岳がそびえています。さらに、南に尻別岳から続く橇負山（そりおいやま、ルスツリゾートスキー場でウエスト・マウンテンと呼ばれている）、西に軍人山（昔は軍の演習場）と周囲を山に囲まれ、尻別岳、橇負山、軍人山の山裾に広がる標高400メートル前後の波状大地に当分場は位置しています。また、車で移動した場合10分圏内には留寿都、喜茂別が、30分圏内には倶知安、ニセコ市街地が、1時間30分圏内には札幌、千歳、苫小牧、伊達、室蘭、小樽など大型都市があります。

当分場がある羊蹄山麓地帯は、十勝、網走地方に次ぐ畑作地帯であり、ばれいしょ、ビート、小麦、豆類、アスパラガス、ブロッコリー、ゆり根（真狩村特産）、大根及びニンジン（真狩の雪の下ニンジンはテレビでも紹介）などが生産されています。

特に、ばれいしょは「ようてい」ブランド名で道内外に出荷されており、管内には大規模な集荷・選別施設が整備されています。

また、羊蹄山麓地帯は北海道でも有数の豪雪地帯で、当分場でも296cmという記録があります。そのため冬季には、場内施設周辺はもとより、宿舎周辺の除雪が連日行われることとなります。また、職員総出で行う施設の屋根の雪下ろし作業も後志ならではの大変な仕事です。



屋根の雪下ろし作業風景

1年の農作業は、長い冬の季節が終わりを告げ陽光の増してくる3月下旬に融雪剤散布が開始され、その後、種いも切断、植付が行われます。そして、管理作業、収穫、選別と作業が進み、11月初冬のデスクハロー掛けによる野良いも処理で、外の農作業は終わりを告げます。冬の間は主にウイルスなど病害の検定作業に追われ、1年が経過していきます。



初冬のデスクハロー掛けによる野良いも処理

当分場は昭和22年4月に後志馬鈴薯原原種農場として設立されて以来、一貫して優良ばれいしょ原原種生産に励んできました。その間、農場のある美原地区の人口が昭和30年の185名から現在の11名となっていることなど農場を取り巻く環境は時代とともに変わってきましたが、今後とも需要がある限り皆さまの期待に添えるよう優良ばれいしょ原原種生産に努めていきます。

トピックス

1. ジャがいも見本園収穫祭

孀恋農場調査役 向中野 晃彦

孀恋農場（群馬県孀恋村）のじゃがいも見本園収穫祭は、今年で10回目を迎えることとなりました。じゃがいも見本園のきっかけは、平成17年に農場長が区会合に出席した際に、ばれいしょ生産を通じて孀恋村の農業発展のため、農場内の用地を有効活用できないかと考えたことでした。その後、村役場の政策推進課（現総合政策課）に相談し、政策推進課を通じて農業後継者を中心に「じゃがいも研究会」が発足され、研究会により「じゃがいも見本園」を設置・運営することになり現在に至っています。

じゃがいも見本園収穫祭は、村役場の農林振興課とじゃがいも研究会を中心とする運営メンバー各位のご協力の下、毎年10月第1週の土曜日に開催しています。お陰様で10年間、悪天候によって中止されることなく開催され、村内はもとより近隣町村や近県から、時には観光客の飛び入り参加など毎年多くの方々が来園し賑わいを見せています。また、村教育委員会からの

要請で村立西部稚園によるじゃがいも収穫体験も行われており、その際は多くの園児に楽しんでいただいています。

孀恋農場では、今後もじゃがいも見本園を継続していきたいと考えていますので、これからも皆様のご協力をお願いいたします。



上：見本園の看板（開園当時）

下：村立西部幼稚園のじゃがいも収穫体験

2. 岡山県「農林水産総合センターフェア／農大収穫祭」への出展

西日本農場業務第1部長 石川 公一

平成27年10月17日（土）、岡山県赤磐市の岡山県農林水産総合センターで「農林水産総合センターフェア／農大収穫祭」が開催されました。このイベントは、岡山県で行われている農林水産産業を広く県民へ知らせるとともに、関心と理解を深めてもらうのが目的で、県内の行政機関や研究機関をはじめ岡山県農林水産総合センター農業大学の生徒も参加して盛大に行われています。西日本農場でも種苗管理センターの業務をPRするため、西田農場長、藤原調査役及び私の3名が参加しました。

ブースでは、種苗管理センターの業務を紹介するためのパネルを置き、その周りに色とりどりの花や珍しい植物を展示しました。さらに、植物品種保護活用のコーナーを設けて品種保護Gメンの活動に関するビデオを放映し、パンフレットを配布しました。

展示物は来場者に好評で、品種保護Gメンに関する質問はもちろん、植物栽培全般について幅広い質問があり、植物に対する関心の高さが伺われました。

種苗管理センターを知って頂く良い機会ですので、来年も引き続き出展したいと思います。



開場前の様子



センター業務の紹介、展示の様子

温故知新

ばれいしょ原原種生産技術の変遷

業務担当理事 田島 和幸

今年の4月から、種苗管理センターは国立研究開発法人である農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所と統合し、新しい法人になります。そこで、統合を間近に控えた今、種苗管理センターの業務のうち、私が長く奉職したばれいしょ原原種生産業務について、技術の変遷を中心に少し振り返ってみたいと思います。

農林水産省の組織であった旧馬鈴しょ原原種農場等は、昭和59年の初期に総務庁行政管理局から「昭和59年度の組織及び事務・事業の見直し機関」として指定されたことを受け、以降、農林水産省において農場の今後の業務展開が検討されました。その結果、馬鈴しょ原原種農場、茶原種農場、さとうきび原原種農場及び種苗課分室を再編統合し、種苗に関する行政を総合的に行う機関として、61年12月1日に農林水産省種苗管理センターが設立されました。それから15年後の平成13年4月には、中央省庁の改革の一環として国の組織から独立法人として新たに生まれ変わり、農林水産省から示された中期目標に即して作成した中期計画、年度計画に従い着実に業務を進めてきました。

ばれいしょ原原種の生産技術については、昭和42年に組織培養によるウイルスフリー化技術を確立し、無病化されたばれいしょを網室で栽培し原原種生産を行っていました。また、60年には、健全無病な種いもから母株を育成し、その腋芽を挿し木することを繰り返す急速増殖法を原原種生産に導入し、新品種の早期普及を図ってきました。

一方、組織培養技術を用いて茎に塊茎を形成させる研究は、国際馬鈴しょセンター（C I P）など国内外で多くの知見が発表されており、特に、培養器内の寒天培地上で生育させた苗に小豆粒程度の塊茎（マイクロチューバー）を生産する方法が注目されていました。マイクロチューバーは培養容器内で形成されるため、無病の種いもが得られることや、周年生産が可能で増殖率が高いこと等の利点があるため、センターにおいてもマイクロチューバーを生産し種いもとして利用する事を検討しました。しかし、マイクロチューバーは、生産される塊茎が0.5～1gと極小粒であるため初期生育が悪いことや、生産された塊茎の貯蔵と休眠打破の検討が必要

であることなどの理由により、実用化には至りませんでした。

その後、平成13年からは組織培養技術を利用した新增殖体系の検討が始まりました。ここでは、培養した母本（種苗増殖の大もととなる種苗）を元に、培養器内で発根苗を大量に増殖しそれを直接無菌土壌に移植する方式や、同じく発根苗を水耕栽培することにより長期間にわたってミニチューバー（小塊茎）を収穫する方式等が検討されました。18年度からの第2期中期目標及び年度計画には「ばれいしょの器内増殖技術等の急速増殖技術の実用化・導入により生産の効率化を図る」ことが目標に掲げられ、私が種苗生産課勤務を命ぜられた当時の重点課題でした。

種々の検討や調査の結果、水耕栽培によりミニチューバーを大量増殖する方法が採用され、20年度からミニチューバー生産用温室などの施設整備を開始し、22年度からは北海道中央農場、婦恋農場で分担しながら全農場で必要とする数量のミニチューバーを集約的に生産しています。ミニチューバーの効率的な安定生産のためにはまだ解決すべき課題もありますが、ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種の早期普及などセンターへの期待は大きくなっているところであり、今後とも新たな技術を積極的に導入することとしています。

なお、この間の平成18年には八岳農場が60年に及ぶばれいしょ原原種生産・配付業務を終了し、「清薯源流」の石碑に刻まれた農場の誇りと使命は、他の生産農場に引き継がれました。

一方で、近年、ばれいしょ原原種については、ジャガイモYウイルス病の新たな系統や黒あし病の発生など無病性の維持に厳しい状況が続いています。

ばれいしょ原原種生産技術の回顧は以上ですが、これからも健全無病なばれいしょ原原種の生産・配付という与えられた使命に応えられるよう業務を遂行していく所存です。また、今年4月の統合後は農研機構内の研究部門とも連携しながら、今まで以上に国民からの期待に応えていけるよう、さらなる前進を目指していきます。皆さま、どうか今後ともよろしく願いいたします。



業 務 推 進 指 針

(センターの使命)

我々は、国から示された中期目標に則し、農業生産の最も基礎的かつ重要な資材である種苗の管理を通じて、農業の発展ひいては国民生活及び社会経済の安定等に貢献する。

(我々の責務)

我々は、独立行政法人の職員として業務の多くを国民の税金で実施していることを強く自覚し、常に関係者、国民の理解を得られるよう、公平・公正な立場で効率的かつ効果的に業務を実施する。

(業務の特質)

我々は、センターの業務が、民間にゆだねられず、公共上の見地から確実な実施が求められるものであることから独立行政法人で行うこととされていることを認識し、誇りと使命感をもって行動する。

(高い技術力の保持)

我々は、日々研鑽に励み、種苗に関する我が国最高の技術力を保持しつつ、他の機関ではなしえない優位性、信頼性をもって業務を実施し、文字通り我が国の種苗に関するセンターとして高い評価を得るよう努める。

(意識の改革)

我々は、独立行政法人制度の、厳正な評価のもと事前関与・統制を極力廃して自主性を高めた弾力的な運営を期そうとする趣旨を理解し、自ら考え、変化に柔軟に対応し、種苗に関する業務を総合的に行うことによる相乗効果（シナジー効果）を活かしつつ、各組織及び個人が相補いながら一丸となってさらなる発展をめざす。

(編集後記)

新年おめでとうございます。

- 国際的な活動として、東アジアの植物新品種に関する記事を集めました。東アジアでUPOVに加盟しているのは、日中韓以外ではシンガポールとベトナムの2ヶ国です。各国の植物新品種保護制度が整備、促進され国内のルール整備だけでなく、国外においても共通のルールが適用されることが期待されます。
- 業務紹介した「病害検査課」が実施している対象病害に、ダイコン黒斑病、ウリ科野菜の緑斑モザイク病などが1月から新たに追加されます。種子伝染性病害検査の内容や技術的なことについてご質問等ございましたらお問い合わせください。
- 農場紹介では、北海道中央農場後志分場を紹介しました。農場から車で10分ほどの場所にルスツリゾートがあるのでスキー、スノーボードが好きな方にはもってこいの場所です。また、真狩村にはスノーモービル場もあり、全日本スノーモービル選手権も行われているそうです。
- 八岳農場にある「清薯源流」の石碑は昭和49年に建立されました。この4文字には、「これから先も先人がやってきたとおり全力を傾けて原原種の生産に精進することを誓う。」という気持ちがこめられており、誇りと使命感を表しています。
- 種苗管理センターの設立3年目の平成元年に創刊されたセンターニュースは、年2～3回程度の発行を重ね、今回で79号目となりました。4法人統合後の次回は、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構の種苗管理センターの広報媒体として引き続き発行していく所存ですので今後ともよろしく申し上げます。(M)

独立行政法人種苗管理センター

〒305-0852 茨城県つくば市藤本2-2

Tel 029-838-6587 Fax 029-838-6583

ホームページ <http://www.ncss.go.jp/>